

愛荘町公告第18号

元持区所有不動産の登記移転について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、
地縁による団体として認可した元持区から、同法第260条の46第1項の規定に
より所有する不動産の所有権移転の登記に係る不動産登記法の特例手続を始め
るために公告を求める申請があったため、同法第260条の46第2項の規定によ
り、公告する。

令和7年9月12日

愛荘町長 有村 国



【公告詳細】

1 申請を行った認可地縁団体の名称および主たる事務所

名 称 元持区

主たる事務所 愛知郡愛荘町元持440番地1

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

・土地

地 目	面 積	所 在 地
境内地	935㎡	愛知郡愛荘町元持440番地
宅地	450.67㎡	愛知郡愛荘町元持440番地1

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所

氏 名 別紙のとおり

住 所 別紙のとおり

3 申請不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部もしくは所有権の登記名義人もしくはこれの相続人または申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間および方法に関する事項

期間 令和7年(2025年) 12月12日まで

方法 異議を述べる旨およびその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しまたは所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、下記まで持参又は郵送(当日消印有効)。

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町役場 みらい創生課

TEL 0749-29-9046

申請不動産に関する事項の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

[illegible]